

高齢者虐待防止のための指針

甘楽町地域包括支援センター

1. 基本的な考え方

甘楽町地域包括支援センター（以下「センター」という）は、高齢者虐待が人権侵害であると認識し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の理念に基づき、高齢者の権利擁護に資することを目的に本指針を作成し、全ての職員が高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見・早期対応に努めることとする。

2. 虐待の定義

本指針における虐待とは、次の行為をいう。

（1）身体虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴力を加えること。

（2）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

（3）心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（4）性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

（5）経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 高齢者虐待防止検討委員会

センターは高齢者虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図るため、次のとおり委員会を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。

（1）委員長は管理者が務める。

（2）虐待防止担当者は保健師が務める。

（3）委員はセンター職員で構成する。

（4）委員会は委員長の招集により、年1回以上開催する。

(5) 委員会の検討事項は次のとおりとする。

- ア 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関すること
- イ 虐待防止のための指針の整備に関すること
- ウ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- エ 虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応に関すること
- オ 虐待等の発生原因等の分析と再発防止策に関すること
- カ 前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する
こと

4. 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する研修は、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止の徹底を図る内容とし、次のとおり実施する。

- (1) 研修は年1回以上開催する。
- (2) 新任職員に対する研修及びその他必要な教育の実施
- (3) 開催内容（日時、参加者、内容）について記録、保存する。

5. 虐待等が発生した場合の対応方針に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかにセンター内で共有するとともに、速やかに事実確認を行う。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、関係部署及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合には、速やかに虐待防止担当者に報告する。
- (2) 虐待防止担当者は事実確認を行うとともに、管理者に報告し、虐待防止検討委員会において検証する。
- (3) 虐待等が発生した場合の対応については、「甘楽町高齢者虐待防止事業実施要綱」、「甘楽町高齢者虐待対応マニュアル（高齢者虐待の理解と防止）」、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）」に沿って対応する。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族等に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、

必要に応じて、適切な関係機関につなぎ、制度の利用を支援する。

8. 虐待等に係る苦情の解決

- (1) 虐待等の苦情相談を受け付けた職員は、管理者に報告する。
- (2) 苦情相談の内容については、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払い対応する。

9. 指針の公表

本指針は、常時閲覧可能とし、町ホームページに掲載する。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

本指針は令和6年4月1日より施行する。